

「ウナギ稚仔魚飼育技術実証試験」支援業務に係る 労働者派遣業務仕様書

1 業務名

「ウナギ稚仔魚飼育技術実証試験」支援業務に係る労働者派遣業務

2 業務目的

「ウナギ稚仔魚飼育技術実証試験」に係るシラスウナギ試験生産を効果的に進めるため、当該試験の支援業務遂行スキルを有する派遣労働者を活用することで、本試験の円滑かつ安定的な実施を図る。

なお、「ウナギ稚仔魚飼育技術実証試験」とは、「令和8年度ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業」により受託して行う試験（以下「試験」という。）を指す。

3 基本事項

(1) 派遣期間

令和8年6月1日（月）から令和9年2月28日（日）まで（180日間）

※派遣期間の初日に宮崎県水産試験場による研修を予定している

(2) 業務実施日

業務実施日は1月あたり20日以内、1年度あたり180日以内とする。ただし、派遣元責任者（労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。）と事前協議の上、派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。以下同じ。）が指示する土日祝日の勤務が発生する。

(3) 就業時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時までの休憩時間1時間を除く7時間45分）

(4) 時間外勤務

なし

(5) 就業場所

宮崎県水産試験場内の指定する場所

(6) 所要人員

1名

4 契約金額

派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金について、単価契約を締結するものとする。契約金額には、派遣元が契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険料及び社会保険料等を含むものとする。

5 業務内容

(1) 試験で使用した飼育器具の洗浄その他管理

- ① 試験で使用した飼育器具の洗浄
- ② 洗浄後の飼育器具の消毒
- ③ 消毒後の飼育器具の乾燥及び収納

(2) 試験で使用する試験飼料の給餌

- ① 試験飼料の給餌準備

- ② 試験試料の給餌
- ③ 給餌後の後片付け
- ④ 翌日（翌日に給餌が予定されない場合は翌々日）給餌予定の試験飼料の解凍

(3) 施設内の消毒業務

- ① 試験施設入口に設置される足洗い場の消毒液交換（1日1回）
- ② 手その他消毒用のアルコール消毒液の補充（適宜）
- ③ 器具消毒用の消毒液交換（毎週土曜日のみ）
- ④ 試験施設床面の消毒作業（毎週土曜日のみ）

(4) 飼育管理用飼料調製及び在庫管理

- ① 原材料及び調製済飼料の在庫管理
- ② 飼料調製
- ③ 器具等洗浄及び乾燥

(5) 保守管理

- ① 加温冷却設備への燃料補給（加温時のみ）
- ② 試験施設の保守・修繕作業に係る補助
- ③ 使い捨てゴム手袋その他必要な資材の補充
- ④ ストレーナーその他飼育器具の制作・補修
- ⑤ 庁舎の解錠及び施錠（閉庁日のみ）

(6) (1)、(2)、(3)、(4)、(5)に付随する業務

6 派遣労働者の要件

本業務を円滑に遂行するため、派遣労働者は、次の(1)～(4)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 派遣先の指揮命令に従い、業務を誠実に遂行できること
- (2) 県庁舎内に勤務する上で、公務の一端を担う立場としての必要なマナー、接遇等の知識・能力を身につけている者
- (3) 機密保持義務及び個人情報保護義務に関して理解していること
- (4) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと
 - ① 宮崎県暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第18号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に掲げる暴力団員
 - ② 条例第2条第1項第3号に掲げる暴力団員等
 - ③ 条例第3条第1項第4号に掲げる暴力団関係者

7 派遣労働者の就業体制等

(1) 派遣労働者の継続性の確保

- ① 派遣元は、むやみに派遣労働者を交代してはならない。
- ② 派遣労働者が長期に渡る病欠等により、派遣労働者の人員に欠員が生じる場合、派遣元は責任をもって代替要員の確保を図ること。その際には、同派遣労働者と同等の作業を求めることとする。

(2) 派遣労働者の交代

以下のいずれかの事情が発生した場合、派遣先責任者はその理由を示して、派遣労働者の

交代を求めることができる。

- ① 派遣労働者が業務に必要な要件を著しく欠いている場合
- ② 正当な理由なく、指揮命令に従わない場合
- ③ 正当な理由なく作業を著しく遅延し、また作業に着手しない場合
- ④ 作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
- ⑤ 派遣就業中に派遣業務に関連のない事業等の勧誘や布教活動等を行った場合

8 派遣元の責務

派遣元は、派遣労働者が、派遣先の指揮命令に忠実に従い、職務の規律、秩序及び施設管理の諸規則、業務の心得等を厳守し、就業規則に違反しないよう、教育指導等の適切な措置を講じること。特に、守秘義務及び個人情報保護の遵守については十分な措置を講じること。

9 派遣業務報告

- (1) 派遣労働者は勤務実績を報告する書類（様式1を参照のこと。以下「勤務報告書」という）を作成し、勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、派遣労働者は、指揮命令者及び派遣先責任者の確認を受けた後、派遣元責任者に勤務報告書を提出するものとする。
- (2) 派遣元責任者は、(1)の報告を受けたときは、速やかに様式第1号に定める派遣業務報告書を宮崎県水産試験場長（以下「場長」という）へ報告するものとする。

10 派遣料金の支払い

- (1) 派遣料金は月払いとし、派遣料金の計算期間は、月の初日から末日までの1か月とする。
- (2) 派遣料金は、当該月の派遣労働者ごとに実労働時間を集計し、それぞれの合計時間に1時間当たりの単価を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、各派遣労働者の実労働時間の合計時間数は、1時間当たりの単価に5分単位（5分未満の端数は切り捨てる。）で集計するものとする。

11 その他

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た機密情報及び個人情報について、派遣先の書面による承認を得ることなく、第三者に公表し、漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 派遣元は、この契約による業務に着手する前に、派遣元が「条例第2条第1項第2号に掲げる暴力団員、第3号に掲げる暴力団員等及び第4号に掲げる暴力団関係者に該当しないこと」及び「(1)に掲げる義務を遵守すること」を誓約し、様式第2号に示す誓約書を場長へ提出しなければならない。
- (3) 派遣元は、この契約による業務に着手する前に、派遣労働者に「条例第2条第1項第2号に掲げる暴力団員、第3号に掲げる暴力団員等及び第4号に掲げる暴力団関係者に該当しないこと」及び「(1)に掲げる義務を遵守すること」を誓約させ、様式第3号に示す誓約書を場長へ提出しなければならない。派遣労働者の追加又は変更があるときも、同様とする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、別途協議の上、対応を決定するものとする。

別記 様式第 1 号

派遣業務報告書

宮崎県水産試験場長 殿

派遣元事業者
住所
氏名

印

令和 年 月 日付け労働派遣業務基本契約第 2 1 条の規定により、下記のとおり派遣業務を報告
します。

記

1 勤務報告

別添、令和 年 月分勤務報告書のとおり。

※報告月の翌月以降に派遣労働者を変更する場合は、記書きに「2 個別労働者派遣契約の内容」を
追加し、「個別労働者派遣契約の内容（兼派遣先管理台帳）」を添付すること。

誓約書（派遣元用）

年 月 日

宮崎県水産試験場長 殿

派遣元事業者
住所
氏名

印

当社（又は当団体）は次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社（又は当団体）の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - （1）宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日条例第 18 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる暴力団員
 - （2）条例第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる暴力団員等
 - （3）条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる暴力団関係者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社（又は当団体）の経営に実質的に関与していません。
- 3 当社（又は当団体）は、労働者派遣業務の履行に関して取扱い又は知り得た秘密について、第三者に公表し、漏洩し、又は他の目的に使用することはありません。
- 4 当社（又は当団体）は、労働者派遣業務基本契約書別記 1 で定める個人情報取扱特記事項を遵守します。

誓約書（派遣労働者用）

年 月 日

宮崎県水産試験場長 殿

派遣労働者
住所
氏名

印

私は次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第18号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に掲げる暴力団員
 - (2) 条例第2条第1項第3号に掲げる暴力団員等
 - (3) 条例第3条第1項第4号に掲げる暴力団関係者
- 2 私は、労働者派遣業務の履行に関して取扱い又は知り得た秘密について、第三者に公表し、漏洩し、又は他の目的に使用することはありません。
- 3 私は、労働者派遣業務基本契約書別記1で定める個人情報取扱特記事項を遵守します。

別記 様式 1

勤務報告書

令和 年 月分

氏名： _____

日 (曜日)	勤務時間	H	休憩時間	業務内容
1日 ()	: ~ :			
2日 ()	: ~ :			
3日 ()	: ~ :			
4日 ()	: ~ :			
5日 ()	: ~ :			
6日 ()	: ~ :			
7日 ()	: ~ :			
8日 ()	: ~ :			
9日 ()	: ~ :			
10日 ()	: ~ :			
11日 ()	: ~ :			
12日 ()	: ~ :			
13日 ()	: ~ :			
14日 ()	: ~ :			
15日 ()	: ~ :			
16日 ()	: ~ :			
17日 ()	: ~ :			
18日 ()	: ~ :			
19日 ()	: ~ :			
20日 ()	: ~ :			
21日 ()	: ~ :			
22日 ()	: ~ :			
23日 ()	: ~ :			
24日 ()	: ~ :			
25日 ()	: ~ :			
26日 ()	: ~ :			
27日 ()	: ~ :			
28日 ()	: ~ :			
29日 ()	: ~ :			
30日 ()	: ~ :			
31日 ()	: ~ :			
計	—	—	—	—

(特記事項)
 ※本様式の内容が明記されていれば、派遣元の様式を使用して可。

指揮命令者
 宮崎県水産試験場
